③ 生活環境

食品安全行政

概　要

食品安全行政の展開

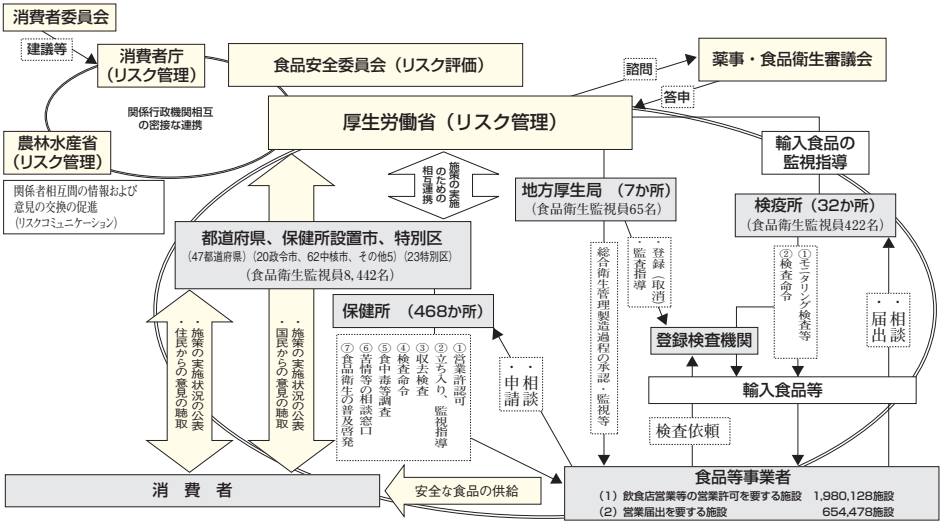

※検疫所（食品衛生監視員含む）の数は令和5年4月1日時点
　地方厚生局（食品衛生監視員含む）、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は令和5年4月1日時点
　食品衛生監視員（検疫所および地方厚生局を除く）および食品等事業者の施設数は令和4年3月31日時点

検疫所の業務

概　要

検疫業務の流れ

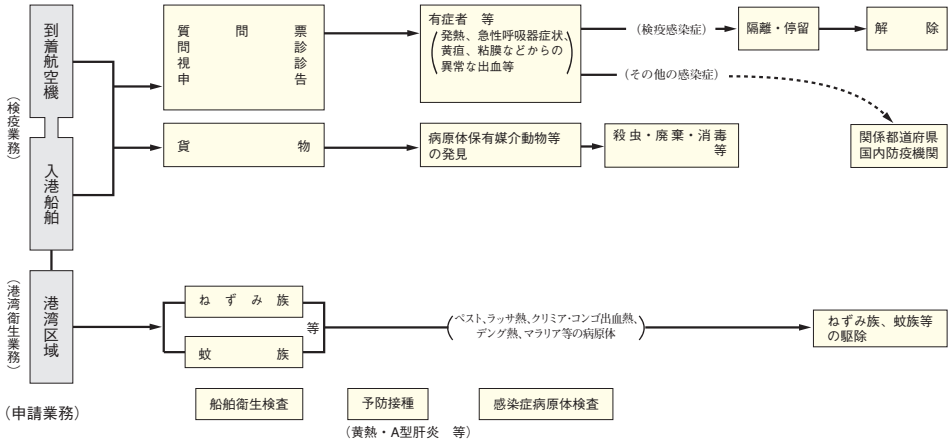

詳細データ①　検疫所一覧（令和５年４月１日現在）

凡　例	海　港	空　港	計
本所	11	2	13
支所	7	7	14
出張所	62	21	83
合計	80	30	110
検疫港数	89	30	119

詳細データ②　検疫実績（令和３年）

検疫船舶数	検疫人員	検疫航空機数	検疫人員
隻	人	機	人
42,916	771,653	85,498	1,921,405

詳細データ③　輸入食品届出・検査実績（令和３年度）

輸入届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
件	件	%	件	%
2,455,182	204,240	8.3	809	0.03

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局「輸入食品監視統計」

麻薬対策

概　要

最近の情勢

- 我が国では「覚醒剤」「大麻」事犯が薬物事犯の中心（薬物事犯の95%以上）
- 令和3年の覚醒剤事犯の検挙者は7,970人
- 大麻事犯の検挙者は5,783人で、8年連続で増加した。
- 令和3年の危険ドラッグに係る検挙人員は164人
- 令和3年の覚醒剤押収量は998.7kg

薬物乱用防止対策の体系図

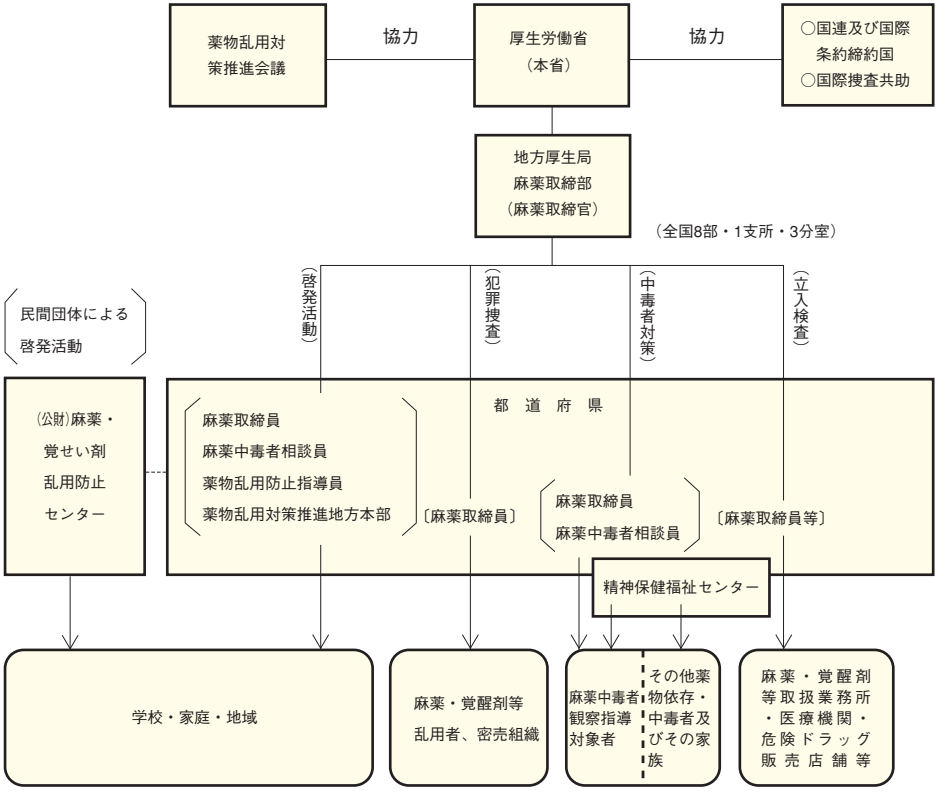

がん患者の鎮痛剤などに使用される麻薬や、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬は、医療上重要な役割を持っている一方で、不正に使用された場合、乱用者個人の健康を蝕むのみならず社会全体にまで著しい悪影響を及ぼす。

このため、医療用麻薬の受給の安定を図るとともに、薬物乱用防止対策として、啓発活動の充実、取締りの強化、再乱用防止の推進、国際協力の推進などの各種施策に総合的に取り組んでいる。

詳細データ　薬物事犯の推移

年次	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法		大麻取締法		覚醒剤取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	18,711	17,528
27	1,190	1,642	-	-	39	51	21,727	18,521
28	1,030	1,462	-	-	8	9	38,763	38,514
29	1,527	2,092	25	30	16	17	53,221	55,664
30	1,280	1,753	157	181	42	52	30,670	32,140
31	1,060	1,575	128	140	27	33	4,876	5,047
32	1,013	1,365	144	173	25	29	787	781
33	1,616	2,073	63	76	7	13	268	271
34	1,394	1,714	137	147	28	30	332	372
35	1,667	1,987	310	315	9	10	426	476
36	2,023	2,442	190	199	22	24	459	477
37	1,773	2,176	203	208	34	34	530	546
38	2,135	2,571	402	417	144	147	1,061	971
39	707	792	419	425	158	164	973	860
40	1,035	1,090	890	902	255	259	885	735
41	899	974	917	920	157	158	847	694
42	592	658	702	705	301	298	841	675
43	298	361	136	1,148	392	410	1,091	775
44	210	239	377	377	426	413	915	704
45	212	245	230	230	707	733	2,453	1,682
46	256	229	207	202	831	717	4,431	2,634
47	354	341	253	251	853	726	7,702	4,777
48	455	429	310	287	779	761	14,260	8,510
49	436	393	176	171	781	720	9,771	6,119
50	268	232	158	140	971	909	13,590	8,422
51	195	165	184	185	1,064	960	17,929	10,919
52	201	125	191	191	1,225	1,096	24,022	14,741
53	136	102	140	142	1,711	1,253	30,287	18,027
54	147	103	217	217	1,573	1,314	31,991	18,552
55	241	158	269	264	1,745	1,433	33,808	20,200
56	144	98	261	262	1,696	1,346	36,855	22,331
57	169	100	273	270	1,550	1,244	38,231	23,719
58	129	89	406	408	1,593	1,231	37,562	23,635
59	223	132	201	197	1,715	1,391	37,739	24,372
60	168	138	449	443	1,597	1,273	36,115	23,344
61	166	118	440	397	1,624	1,337	32,664	21,408
62	149	99	388	355	1,732	1,395	31,301	20,966
63	165	126	217	213	2,033	1,570	30,229	20,716
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	23,657	16,866
2	331 (2)	240 (2)	113	111	2,091	1,620	20,095	15,267
3	413 (50)	271 (29)	120	126	2,020	1,505	22,047	16,330
4	485 (101)	331 (55)	102	91	2,347	1,639	21,208	15,311
5	479 (111)	353 (84)	163	132	2,871	2,055	21,671	15,495
6	551 (130)	343 (91)	254	222	2,675	2,103	20,056	14,896
7	572 (97)	334 (64)	229	172	2,314	1,555	23,731	17,364
8	528 (107)	275 (78)	190	141	2,098	1,306	26,959	19,666
9	451 (80)	238 (63)	222	161	1,874	1,175	27,152	19,937
10	565 (64)	280 (44)	182	134	2,119	1,316	22,753	17,084
11	522 (75)	286 (57)	168	128	1,764	1,224	24,419	18,491
12	498 (67)	254 (35)	122	67	1,815	1,224	26,227	19,156
13	586 (48)	271 (42)	90	49	2,321	1,525	25,060	18,110
14	709 (59)	327 (37)	93	55	2,677	1,873	23,474	16,964
15	1,027 (52)	530 (26)	89	55	2,925	2,173	20,343	14,797
16	1,224 (77)	635 (52)	91	68	3,125	2,312	17,955	12,397
17	1,252 (43)	606 (35)	33	13	2,951	2,063	20,273	13,549
18	1,214 (48)	611 (45)	50	27	3,369	2,423	17,480	11,821
19	1,170 (125)	542 (39)	63	47	3,338	2,375	17,169	12,211
20	1,207 (45)	601 (46)	26	21	3,927	2,867	16,043	11,231
21	844 (37)	429 (31)	34	28	4,057	3,087	16,468	11,873
22	760 (56)	375 (43)	30	23	3,151	2,367	17,163	12,200
23	669 (79)	346 (63)	16	12	2,402	1,759	17,109	12,083
24	599 (77)	341 (59)	8	6	2,311	1,692	16,689	11,842
25	920 (62)	540 (56)	11	9	2,144	1,616	15,472	11,127
26	706 (47)	452 (49)	24	24	2,416	1,813	15,571	11,148
27	813 (69)	516 (42)	7	4	2,825	2,167	16,168	11,200
28	878 (99)	505 (105)	12	7	3,600	2,722	15,374	10,607
29	921 (70)	505 (75)	12	12	4,192	3,218	14,496	10,284
30	974 (65)	528 (67)	7	2	4,867	3,762	14,289	10,030
令和元	1,068 (109)	558 (80)	4	2	5,652	4,570	12,155	8,730
2	1,156 (61)	638 (49)	15	15	6,213	5,260	12,292	8,654
3	1,091 (71)	639 (35)	17	16	7,169	5,783	11,809	7,970

資料：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料。
(注)　(　) 内は、向精神薬事犯で内数である。

水道行政

概　要　　水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

詳細データ①　令和３年度　水道の種類

（令和4年3月31日現在）

種別	内容	事業数	現在給水人口
水道事業（法§3（2））	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業（給水人口100人以下は除く）		
上水道事業（法§3（3））	給水人口が5,000人超の水道事業	1,304	1億2,087万人
簡易水道事業（法§3（3））	給水人口が5,000人以下の水道事業	2,415	167万人
小計		3,719	1億2,254万人
水道用水供給事業（法§3（4））	水道事業者に対し水道用水を供給する事業	88	－
専用水道（法§3（6））	寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は１日最大給水量が20 m^3 を超えるもの	8,189	36万人
計		11,996	1億2,290万人

資料：厚生労働省水道課調べ

（注）　令和3年度は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で福島県の一部町村において下記の通り現在給水人口データの提出ができなかった。

1　給水区域に避難指示区域等が含まれ、現在給水人口を計上できないもの。
　→富岡町、大熊町※、双葉町
　※大熊町は、「自己水源のみ」の専用水道の現在給水人口のみを計上。

2　避難指示区域外であるが、現在給水人口が算出できないもの。
　→広野町、楢葉町

詳細データ②　給水人口内訳

（令和3年度末現在）

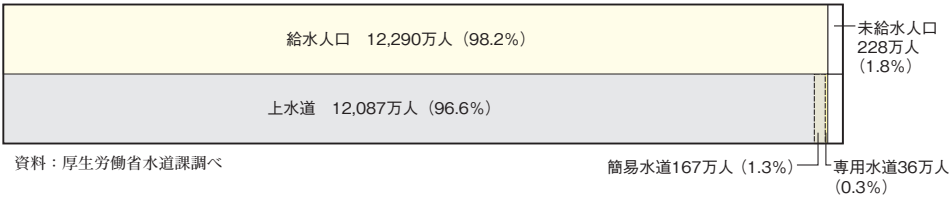

資料：厚生労働省水道課調べ

詳細データ③　上水道における給水量の推移

	1975年（昭和50）	1980（昭和55）	1985（昭和60）	1990（平成2）	1995（平成7）	2000（平成12）	2005（平成17）	2010（平成22）	2015（平成27）	2018（平成30）	2019（令和元）	2020（令和2）
総人口　（千人）	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000	127,102	126,437	126,178	125,774
給水人口　（千人）	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	119,505	119,996	121,385	121,351	123,393
1日平均給水量　（千m^3）	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,482	39,739	40,288	39,978	40,422
1人1日平均給水量（ℓ）	372	361	376	394	391	381	363	346	330	331	328	332
1日最大給水量　（千m^3）	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,149	46,432	45,719	44,693	45,696
1人1日最大給水量（ℓ）	480	461	477	493	482	457	423	401	386	375	366	375

資料：令和2年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ④　水道水源の種別割合

（上水道事業＋水道用水供給事業の合計）　（令和2年度）

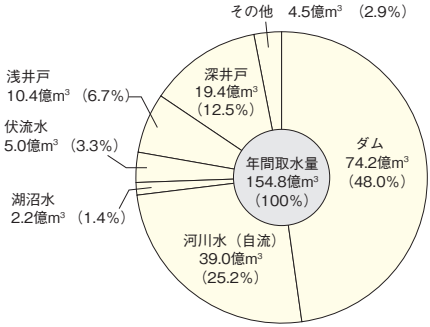

資料：令和2年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑤　水質基準項目及び基準値

番号	項　目　名	基　準　値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg／L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg／L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg／L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg／L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg／L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg／L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg／L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg／L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg／L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg／L以下であること。
15	1,4－ジオキサン	0.05mg／L以下であること。
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg／L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg／L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg／L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg／L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg／L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg／L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg／L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg／L以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg／L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg／L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg／L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg／L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg／L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg／L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg／L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg／L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg／L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg／L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg／L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg／L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下であること。
42	（4S，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4,8ａ－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg／L以下であること。
43	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0.00001mg／L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg／L以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg／L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

（令和2年4月1日から施行）

詳細データ⑥　浄水処理方法の種別割合（年間浄水量ベース）

消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	高度浄水処理その他の処理（内数）
16.9%	3.2%	77.3%	2.6%	43.8%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・その他の処理」とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

（令和2年度末現在）

資料：令和2年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑦　水道における耐震化の状況

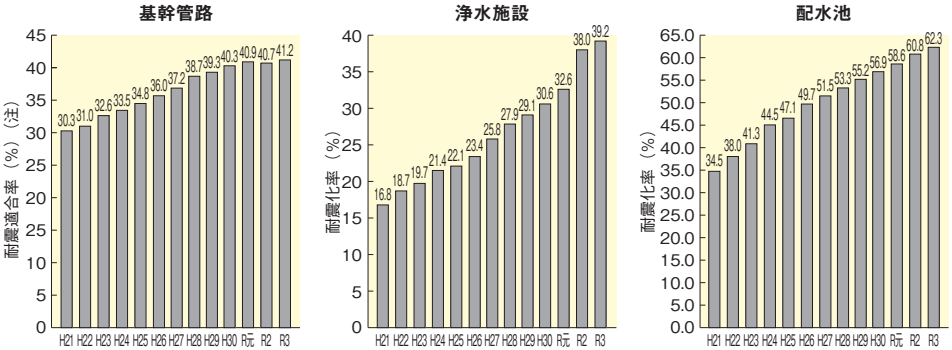

資料：厚生労働省水道課調べ
（注）　耐震管＋耐震管以外で地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管の割合

化学物質の安全対策

概　要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要

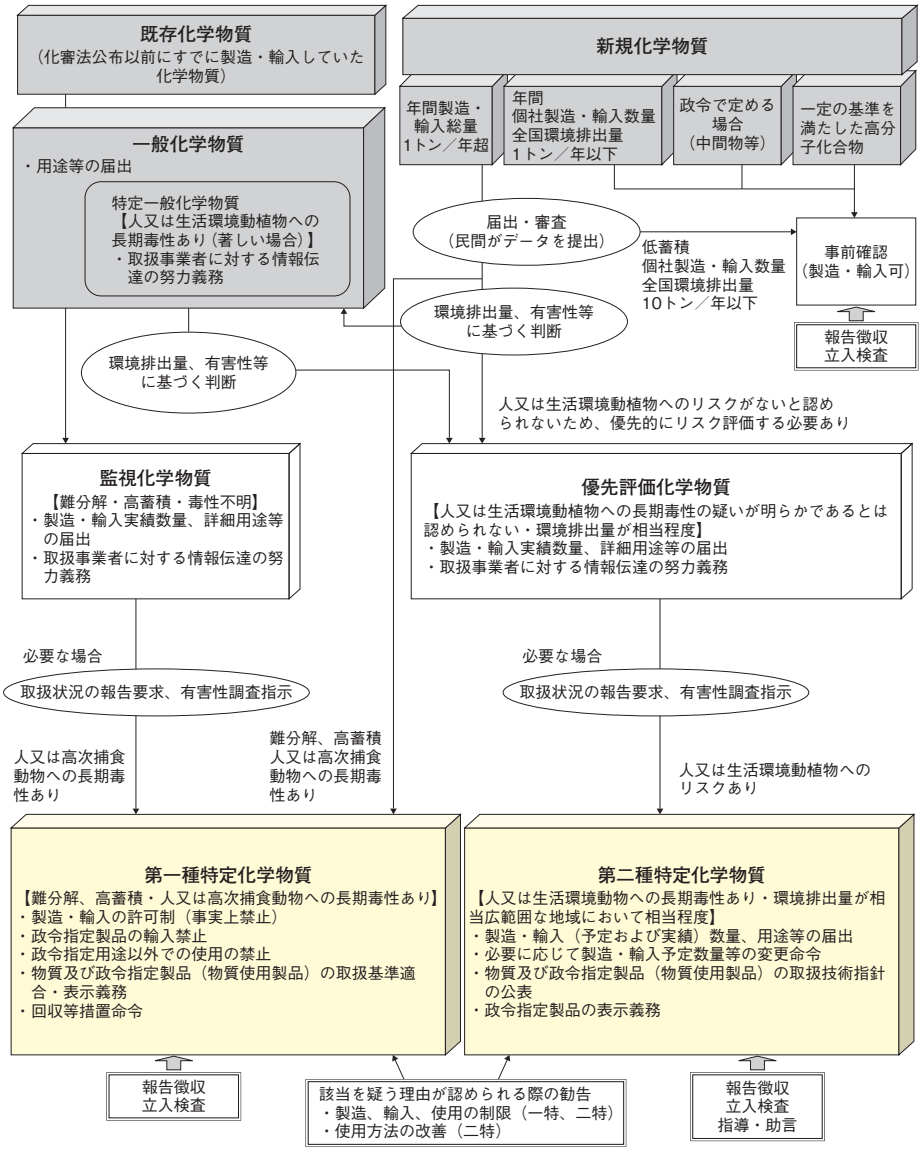

家庭用品の安全対策

概　要

有害物質を含有する家庭用品の規制制度の概要

衣類等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール（内容成分を微粒子にして空気中に噴霧するもの）製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性の確保を図っている。

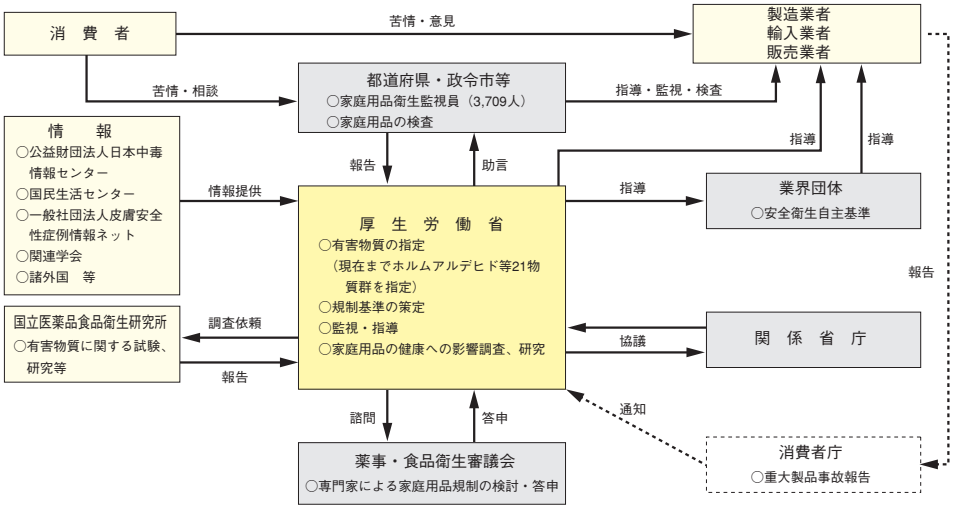

(注)　家庭用品衛生監視員の数は令和3年3月末現在。
※- - - -　消費生活用製品安全法に基づく。

生活衛生関係営業

概　要

生活衛生関係営業振興策の体系図

- 生活衛生関係営業対策
  - 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上
    - 食品衛生責任者等による管理運営基準の遵守
    - 環境衛生監視員等により各業法に基づき行われる監視指導
      興行場法・公衆浴場法・旅館業法
      理容師法・美容師法・クリーニング業法
    - （株）日本政策金融公庫による融資（株式会社日本政策金融公庫法）
    - 国による振興指針の策定
      1. 厚生労働大臣は業種を指定して、営業の振興に必要な事項について指針を定める。（生衛法第56条の2）
      2. 振興指針に基づき生活衛生同業組合は振興計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。
         （生衛法第56条の3）
    - 生活衛生営業指導センターに対する助成（生衛法第63条）
      都道府県生活衛生営業指導センター（生衛法第57条の3）
      全国生活衛生営業指導センター（生衛法第57条の9）
      （主たる事業）
      1. 経営相談・指導　2. 消費者の苦情処理
      3. 標準営業約款（営業方法または取引き条件等）の設定
      4. 講習会等の開催　5. 情報の収集
  - 経営基盤の安定
    - 生活衛生同業組合による自主的活動の促進（生衛法第8条、第52条の5及び第54条）
      生活衛生同業組合連合会等に対する助成その他援助（生衛法第63条の2）
    - 税制上の措置（軽減税率等）
    - 過当競争に対処して
      1. 適正化規程の設定及び認可（生衛法第9条）
         料金又は販売価格及び営業方法の制限
      2. 大企業との分野調整（分野調整法）
- 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

詳細データ　生活衛生関係営業施設数の推移（実数）

	2006年（平成18）	2007年（平成19）	2008年（平成20）	2009年（平成21）	2010年[1)]（平成22）	2011年（平成23）	2012年（平成24）	2013年（平成25）	2014年（平成26）	2015年（平成27）	2016年（平成28）	2017年（平成29）	2018年（平成30）	2019年（令和元）	2020年（令和2）	2021年（令和3）
総数	2,560,450	2,535,169	2,506,214	2,482,593	2,423,076	2,426,109	2,407,526	2,393,457	2,377,658	2,366,846	2,350,594	2,344,247	2,335,781	2,329,864	2,309,385	2,280,433
興行場	5,001	4,987	4,959	4,921	4,849	4,855	4,806	4,782	4,745	4,785	4,747	4,760	4,776	4,814	4,802	4,809
再掲 映画館	1,815	1,761	1,750	1,702	1,654	1,602	1,539	1,524	1,496	1,490	1,448	1,475	1,468	1,451	1,467	1,464
再掲 スポーツ施設	384	392	401	394	373	382	373	364	360	355	356	357	360	373	373	378
再掲 その他の興行場	2,802	2,834	2,808	2,825	2,822	2,871	2,894	2,894	2,889	2,940	2,943	2,928	2,948	2,990	2,962	2,967
旅館業	86,818	85,566	84,411	82,952	81,087	81,404	80,412	79,519	78,898	78,519	79,842	82,150	85,617	88,983	89,159	89,715
再掲 旅館・ホテル営業[2)]	63,287	61,737	60,449	58,654	56,616	56,059	54,540	53,172	51,778	50,628	49,590	49,024	49,502	51,004	50,703	50,523
再掲 ホテル営業	9,180	9,442	9,603	9,688	9,710	9,863	9,796	9,809	9,879	9,967	10,101	10,402	・	・	・	・
再掲 旅館営業	54,107	52,295	50,846	48,966	46,906	46,196	44,744	43,363	41,899	40,661	39,489	38,622	・	・	・	・
再掲 簡易宿所営業	22,590	22,900	23,050	23,429	23,719	24,506	25,071	25,560	26,349	27,169	29,559	32,451	35,452	37,308	37,847	38,593
再掲 下宿営業	941	929	912	869	752	839	801	787	771	722	693	675	663	671	609	599
公衆浴場	28,753	28,792	28,523	28,154	27,653	27,557	27,074	26,580	26,221	25,703	25,331	25,121	24,785	24,531	23,954	23,780
再掲 一般公衆浴場	6,326	6,009	5,722	5,494	5,449	5,189	4,804	4,542	4,293	4,078	3,900	3,729	3,535	3,398	3,231	3,120
再掲 個室付浴場	1,340	1,367	1,406	1,358	1,364	1,394	1,370	1,384	1,382	1,419	1,432	1,447	1,427	1435	1,416	1,424
再掲 ヘルスセンター	2,359	2,331	2,340	2,355	2,346	2,220	2,337	2,113	2,135	2,192	2,006	1,961	1,900	1873	1,833	1,798
再掲 サウナ風呂	2,299	2,334	2,276	2,082	1,975	1,883	1,820	1,686	1,620	1,560	1,482	1,459	1,413	1407	1,365	1,420
再掲 スポーツ施設	2,958	3,090	3,241	3,238	3,251	3,255	3,271	3,337	3,313	3,374	3,417	3,444	3,469	3499	3,473	3,424
再掲 その他	13,471	13,661	13,538	13,627	13,268	13,616	13,472	13,518	13,478	13,080	13,094	13,081	13,041	12,919	12,636	12,594
理容所	137,292	136,768	135,615	134,552	130,755	131,687	130,210	128,127	126,546	124,584	122,539	120,965	119,053	117,266	115,456	114,403
美容所	217,769	219,573	221,394	223,645	223,277	228,429	231,134	234,089	237,525	240,299	243,360	247,578	251,140	254,422	257,890	264,223
クリーニング営業	143,989	141,190	137,097	133,584	126,925	123,845	118,188	113,567	108,513	104,180	99,709	96,041	91,942	88,105	83,700	80,162
再掲 クリーニング所（取次所を除く。）	40,638	39,632	38,165	37,393	35,330	34,767	33,106	32,005	30,371	29,423	27,847	26,992	25,713	24,727	23,403	22,580
再掲 取次所	103,061	101,191	98,586	95,805	90,825	87,386	83,274	79,773	76,341	72,888	69,929	67,110	64,266	61,316	58,138	55,419
再掲 無店舗取次店[3)]	290	367	346	386	770	1,692	1,808	1,789	1,801	1,869	1,933	1,939	1,963	2,062	2,159	2,163
飲食店営業[4)]	1,496,480	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	1,425,737	1,422,809	1,424,920	1,420,492	1,420,182	1,417,904	1,418,627	1,406,938	1,412,954
喫茶店営業	293,402	291,587	292,889	285,967	270,933	263,925	249,670	238,510	228,720	220,138	209,604	201,385	194,085	187,373	174,598	100,566
調理機能を有する自動販売機	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,531
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	62,622
食肉販売業[5)]	148,324	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	140,627	141,871	141,996	143,328	144,484	144,963	144,281	151,535	124,162
氷雪販売業	2,622	2,507	2,384	2,274	2,135	2,089	2,017	1,919	1,810	1,722	1,642	1,581	1,516	1,462	1,353	1,506

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

（注）1）平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

2）旅館業法の改正（平成30年6月15日施行）により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、平成29年度以前の「旅館・ホテル営業」は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

3）「無店舗取次店」は営業者数である。

4）食品衛生法の改正（令和3年6月1日施行）により、営業許可業種の見直しが行われ、「飲食店営業」の一形態として「喫茶店営業」を統合するとともに、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」として取り扱われていた「調理機能を有する自動販売機」を単独の業種として規定し、また、高度な機能を有し屋内に設置された自動販売機は営業届出の対象とした。なお、「喫茶店営業」は、経過措置として旧許可区分で営業を継続することが認められている。このため、令和3年度の「飲食店営業」は、令和2年度以前の「喫茶店営業」の一部を含み、令和2年度以前の「飲食店営業」から、「飲食店営業」、「調理機能を有する自動販売機」、「コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）」に分かれている。また、令和3年度の「喫茶店営業」は、令和2年度以前の「喫茶店営業」から、「飲食店営業」、「喫茶店営業」、「調理機能を有する自動販売機」、「コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）」に分かれている。

5）食品衛生法の改正（令和3年6月1日施行）により、営業許可業種の見直しが行われ、「食肉販売業」として取り扱われていた食肉を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する行為は営業届出の対象とした。このため、令和3年度の「食肉販売業」は、令和2年度以前の「食肉販売業」から一部が分かれている。